

谷本誠一議員に対する議員辞職勧告決議

我々呉市議会議員は、市民全体の代表者として市政に携わり公共の利益を追求するという自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

しかしながら、谷本誠一議員が、令和4年2月6日、北海道釧路空港で羽田空港行き旅客機に搭乗した際、乗務員の職務を妨害し、航空法に基づく安全阻害行為等があったとして命令を受け、降機させられたことにより、離陸を1時間以上遅延させ、乗客及び航空会社等に多大な迷惑をかけることになった。この一件は、全国的に報道され、多くの市民、国民が知るところとなり、呉市議会には厳しい意見が多く寄せられている。

呉市議会では、呉市議会議員政治倫理条例に基づく政治倫理審査会を設置し、当該行為について審査を行い、市民全体の代表者としての品位と名誉を損なう行為があったとして政治倫理基準に違反すると結論づけた。この審査結果は極めて重大であり、谷本誠一議員が、市民の模範として行動すべき議員の職にありながら、倫理観を欠く自己中心的な言動をとり、もって、呉市のイメージを大きく低下させ、呉市議会に対する信用を著しく失墜させたことは断じて許されるものではない。

これまでも、谷本誠一議員には、昨年9月の決算特別委員会を体調不良で早退した際、体調回復に専念するべきにもかかわらず、私的に県外へ出掛け、その後の決算特別委員会を引き続き欠席したことを理由に、議長から戒告文が出された。さらに、昨年12月には、広報委員会を私的な都合で欠席したことで議長へ反省文を提出しており、再三の注意や反省を求められたところである。

よって、谷本誠一議員は、公職である呉市議会議員としての政治的、道義的責任を免れることができないことは火を見るより明らかであり、議員の職にこれ以上とどまることは市民感情から決して許されるものではなく、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを強く勧告する。